

令和4年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況

1. 制度の活用状況

(1) 本制度を活用した市町

- 第5期対策(R2～R6)の3年目となる令和4年度は、11市町2,538haで取組まれました。
(11市町…大津市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市、日野町、愛荘町、多賀町、米原市、長浜市、高島市)

(2) 協定の締結状況

- 取組協定数は180協定でした。
- 集落協定は11市町、177協定で4協定が新たに取組を始めました。
- 個別協定は2市、3協定で取組が行われました。

(3) 協定農用地の総面積

- 令和4年度から4協定が取組を始めたほか、既協定でも取組が増加し、協定締結面積は約249ha増加しました。

(4) 体制整備単価と基礎単価の取組

- 180協定のうち、体制整備単価(※1)で取組んだ協定は169協定、基礎単価(※2)で取組んだ協定は11協定でした。

※1 体制整備単価…耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動を継続するための活動に加えて、地域の実情に即した体制整備のための前向きな活動(集落戦略の作成)に取り組む場合に交付される単価。

※2 基礎単価…耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動を継続するための活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、体制整備単価の8割の額。

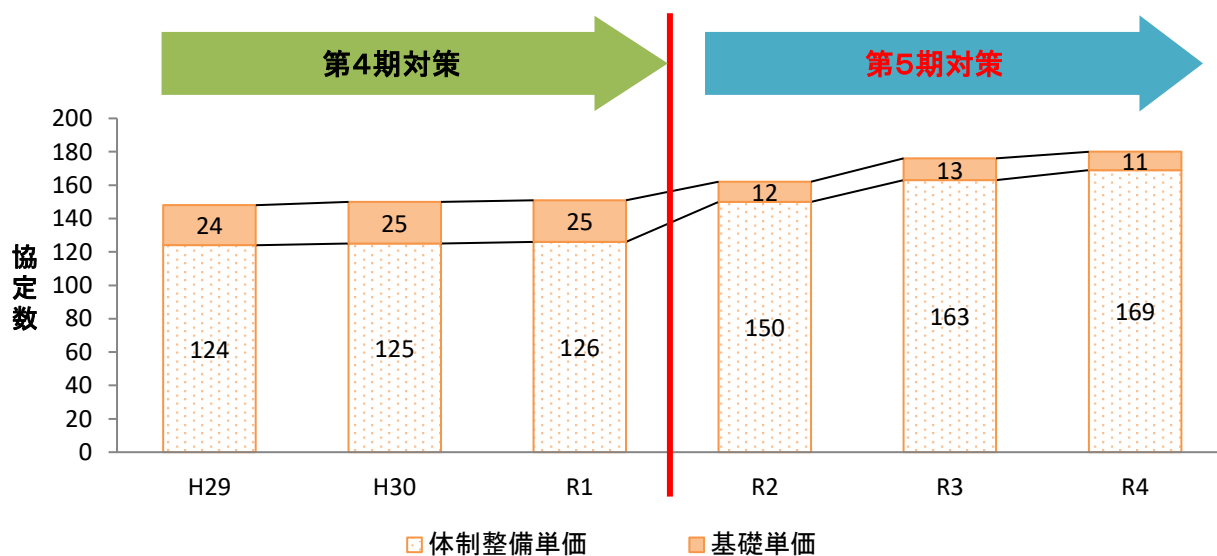


図1-1 協定数の推移

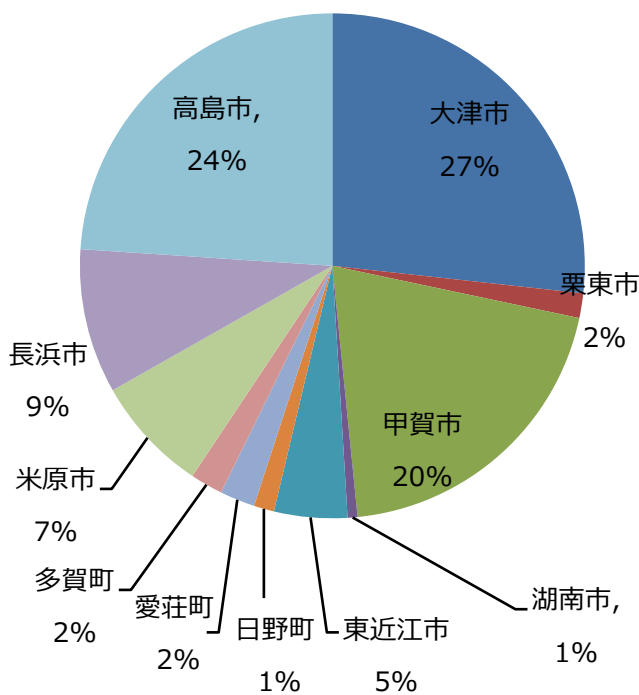
表1 令和4年度の対象面積と協定面積

市町名	交付対象の協定農用地面積(ha)	協定数 ¹⁾			
		交付単価			
		体制整備単価		基礎単価	
大津市	679	28		25	3
栗東市	40	6		6	-
甲賀市	510	50		46	4
湖南市	16	2	[1]	2	[1]
東近江市	119	12		12	-
日野町	33	8		8	-
愛荘町	57	4		4	-
多賀町	53	4		4	-
米原市	189	9		9	-
長浜市	235	24		24	-
高島市	608	33	[2]	29	4 [2]
滋賀県計 ²⁾	(2,289)	(176)	([2])	(163)	([1])
	2,538	180	[3]	169	[1]
				11	[2]

注1) 湖南市、高島市の協定数欄の[]は個別協定数で内数。

注2) 滋賀県計の上段の()は令和3年度の数値。不整合は各項の四捨五入によるもの。

協定面積



協定数

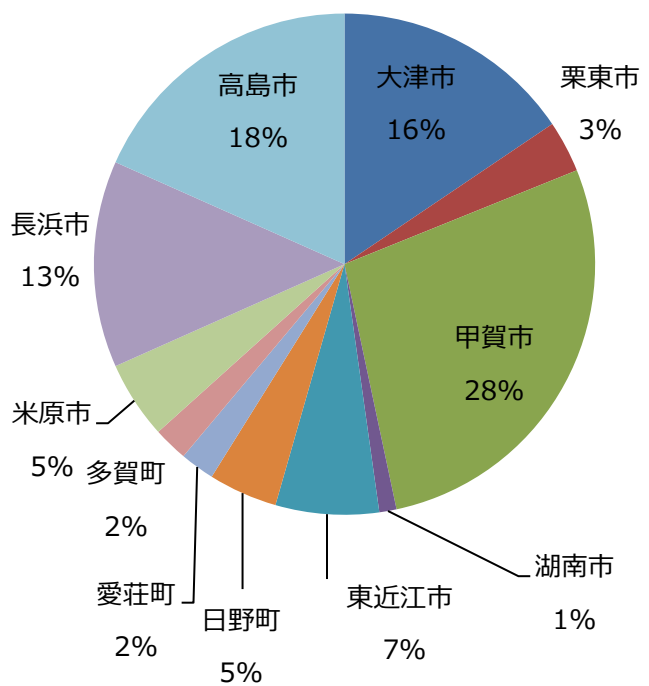


図1-2 各市町の協定面積、協定数割合

2. 協定農用地の地域区分別面積、地目別面積

協定農用地の総面積2,538haのうち、

- ・ 法指定地域の総面積は1,637ha(64%)、特認地域の総面積は901ha(36%)でした。
- ・ 地目別では、田が2,490ha(98%)、畑が48ha(2%)でした。
- ・ 傾斜別では、急傾斜が1,065ha(42%)、緩傾斜が1,473ha(58%)でした。

表2-1 令和4年度における地目別・地域別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、法指定地域 ¹⁾			うち、特認地域 ²⁾		
	田	畑		田	畑		田	畑	
大津市	679	0		394	0		285		
栗東市	40			40					
甲賀市	510	48		232	48		277		
湖南市	16			9			7		
東近江市	119			119					
日野町	33			33					
愛荘町	57						57		
多賀町	53			53					
米原市	189			189					
長浜市	235			151			84		
高島市	608			417			191		
滋賀県計 ³⁾	(2,289)	(2,241)	(〃)	(1,408)	(1,360)	(〃)	(881)	(881)	
	2,538	2,490	48	1,637	1,589	48	901	901	

注1) 法指定地域とは「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」「棚田地域振興法」のいずれかに指定された地域

注2) 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域。

注3) 滋賀県計の上段の()は令和3年度の数值。不整合は各項の四捨五入によるもの。

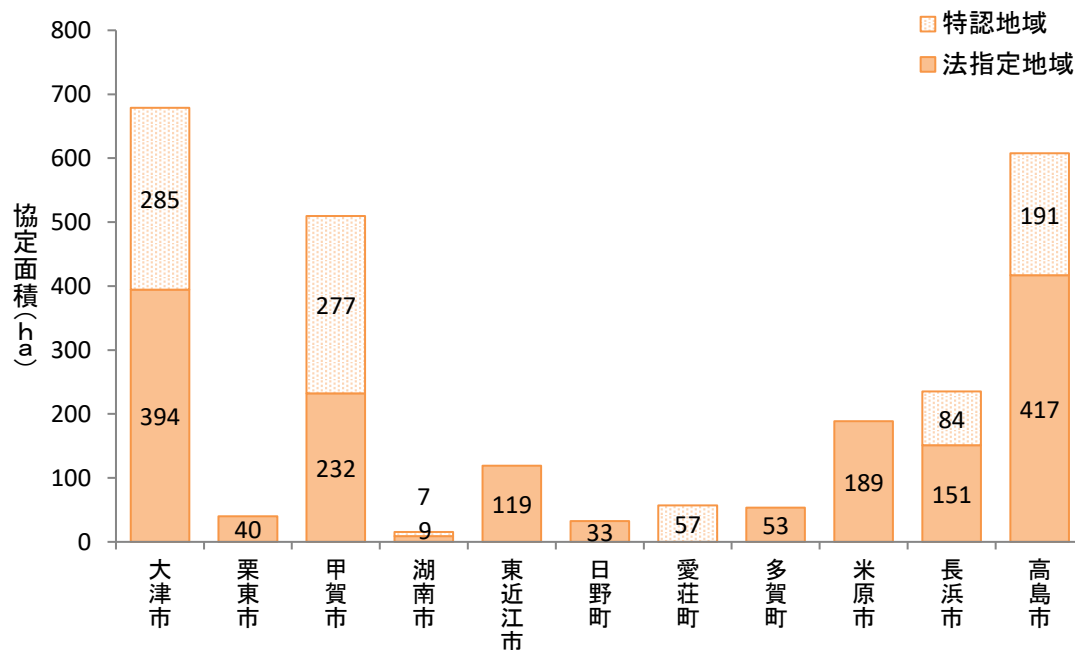


図2-1 各市町の協定面積(地域別)

表2-2 令和4年度における傾斜別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)		うち、田			うち、畑		
	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜
大津市	679	446	233	679	446	233		0
栗東市	40	40		40	40			
甲賀市	510	168	342	461	119	342	48	48
湖南市	16	16		16	16			
東近江市	119	119		119	119			
日野町	33	33		33	33			
愛荘町	57	3	54	57	3	54		
多賀町	53		53	53		53		
米原市	189	88	101	189	88	101		
長浜市	235	64	172	235	64	172		
高島市	608	90	518	608	90	518		
滋賀県計 ¹⁾	(2, 289)	(1, 054)	(1, 235)	(2, 241)	(1, 006)	(1, 235)	(〃)	(〃)
	2, 538	1, 065	1, 473	2, 490	1, 016	1, 473	48	48

注1) 滋賀県計の上段の()は令和3年度の数値。不整合は各項の四捨五入によるもの。

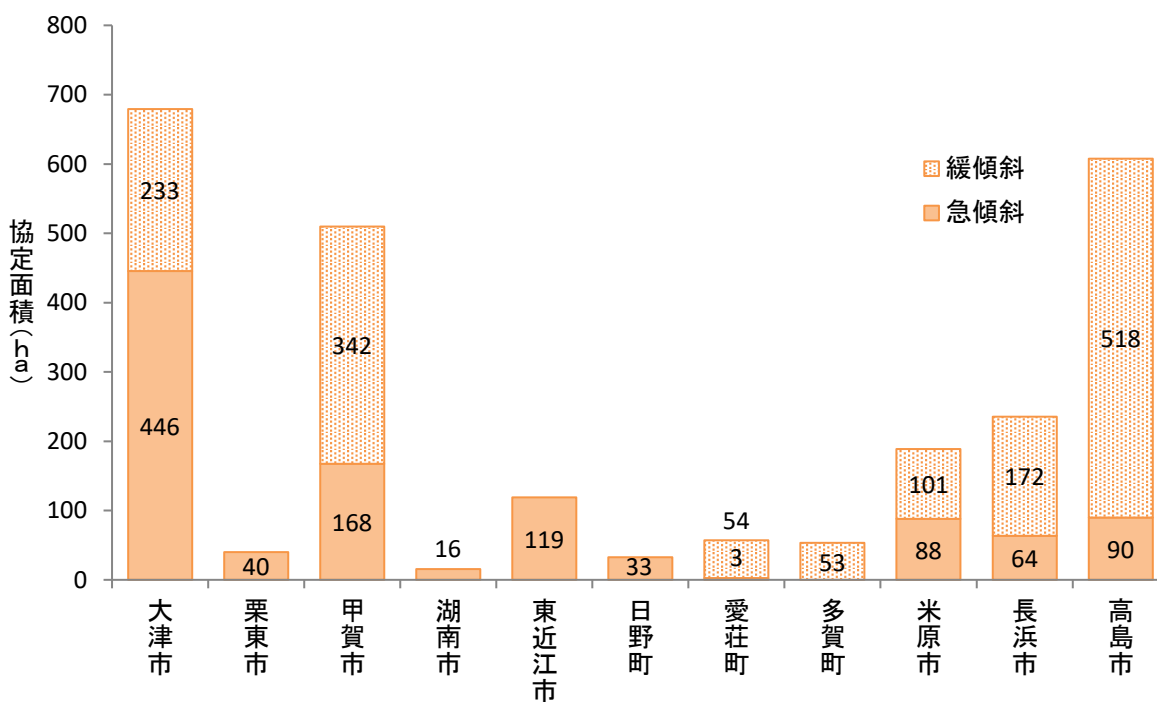


図2-2 各市町の協定面積(傾斜別)

3. 交付金額・使途状況

(1) 交付金額

総交付額は360,250千円で、協定面積の増加により前年度から23,699千円の増額となりました。

(2) 交付金の使途

- ・ 交付金のうち、約63%が共同取組活動（農道・水路管理費や農地管理費、鳥獣被害防止対策費等）に充てられ、約37%が個人に配分（※3）されました。
- ・ 「道・水路管理費」に約17%、「鳥獣被害防止対策費」に約10%、「共同取組機械購入等費」に10%が充てられました。

※3 個人配分… 農地の地形等の農業生産条件の不利を補正する支援を行うため、個人による農業生産活動に係る支出に対し補填する経費。

表3-1 交付金額の使途

市町名	交付額 (千円)	割合 (%)			
		共同取組活動	個人配分	共同	個人
大津市	124,317	71,208	53,110	57	43
栗東市	9,579	2,520	7,059	26	74
甲賀市	62,456	39,489	22,967	63	37
湖南市	1,896	1,896	0	100	0
東近江市	24,969	17,495	7,474	70	30
日野町	6,852	6,331	521	92	8
愛荘町	5,383	5,383	0	100	0
多賀町	4,269	4,269	0	100	0
米原市	33,069	22,483	10,587	68	32
長浜市	28,278	21,238	7,040	75	25
高島市	59,182	36,150	23,032	61	39
滋賀県計 ¹⁾	(336,551)	(212,025)	(124,526)	(63)	(37)
	360,250	228,461	131,789	63	37

注1) 滋賀県計の上段の()は令和3年度の数値。不整合は各項の四捨五入によるもの。

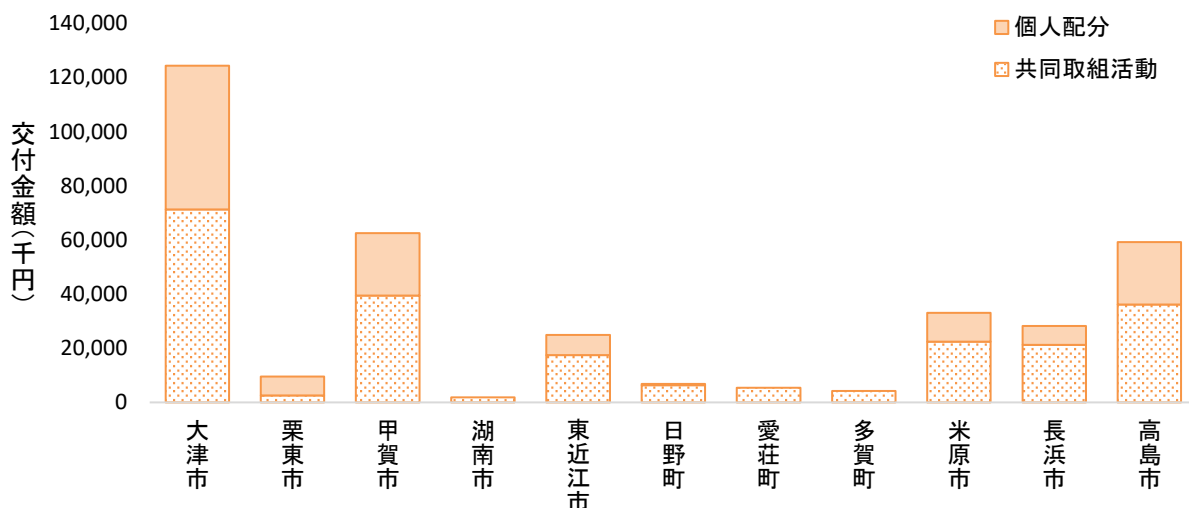


図3-1 各市町における交付金の配分割合

表3-2 共同取組活動費の使途内訳

単位：千円

市町名																		
	共同取組活動充当総額	(R4)共同取組活動充当額	前年度末積立等総額 ⁶⁾	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	積立等	
大津市	122,986	71,208	51,779	4,040	147	17,691	4,528	7,882	11,570	3,121	3,684	-	-	-	-	5,336	64,986	
栗東市	3,203	2,520	683	260	-	187	24	216	374	-	-	-	-	-	154	946	1,478	
甲賀市	39,808	39,489	319	1,503	389	11,928	2,956	5,718	3,322	8,358	358	4,951	16	-	-	310	-	
湖南市	1,896	1,896	-	100	3	-	83	124	461	-	200	-	-	-	266	632	28	
東近江市	27,990	17,495	10,495	551	17	9,611	3,591	1,117	1,174	305	-	-	-	-	-	95	11,530	
日野町	9,680	6,331	3,349	231	62	297	1,138	720	268	-	-	-	-	-	-	118	6,845	
愛荘町	5,383	5,383	-	140	-	-	-	4,773	-	-	469	-	-	-	-	-	-	
多賀町	5,469	4,269	1,200	424	-	2,439	21	393	146	440	-	-	-	-	-	37	1,800	
米原市	34,683	22,483	12,200	575	112	3,698	1,303	1,439	8,529	675	-	-	-	-	-	1,704	16,649	
長浜市	21,931	21,238	693	1,245	-	2,967	4,106	2,491	3,513	-	-	-	-	-	-	56	7,602	
高島市	53,971	36,150	17,821	1,981	24	6,907	1,957	9,426	2,065	2,652	779	-	-	-	324	946	26,911	
滋賀県計 ¹⁾	(358,354)	(226,565)	(131,789)	(11,563)	(1,316)	(51,083)	(21,480)	(28,491)	(41,269)	(11,350)	(5,359)	(6,087)	(300)	(662)	(373)	(5,328)	(101,609)	
	327,001	228,461	98,540	11,050	753	55,726	19,708	34,298	31,420	15,550	5,491	4,951	16	0	744	10,179	137,830	
共同活動費に占める割合 ¹⁾				(4%)	(0%)	(19%)	(7%)	(10%)	(14%)	(4%)	(2%)	(2%)	(0%)	(0%)	(0%)	(2%)	(35%)	
				3%	0%	17%	6%	10%	10%	5%	2%	2%	0%	0%	0%	3%	42%	

注1) 滋賀県計、共同活動費に占める割合の上段の()は令和3年度の数値。不整合は各項の四捨五入によるもの。

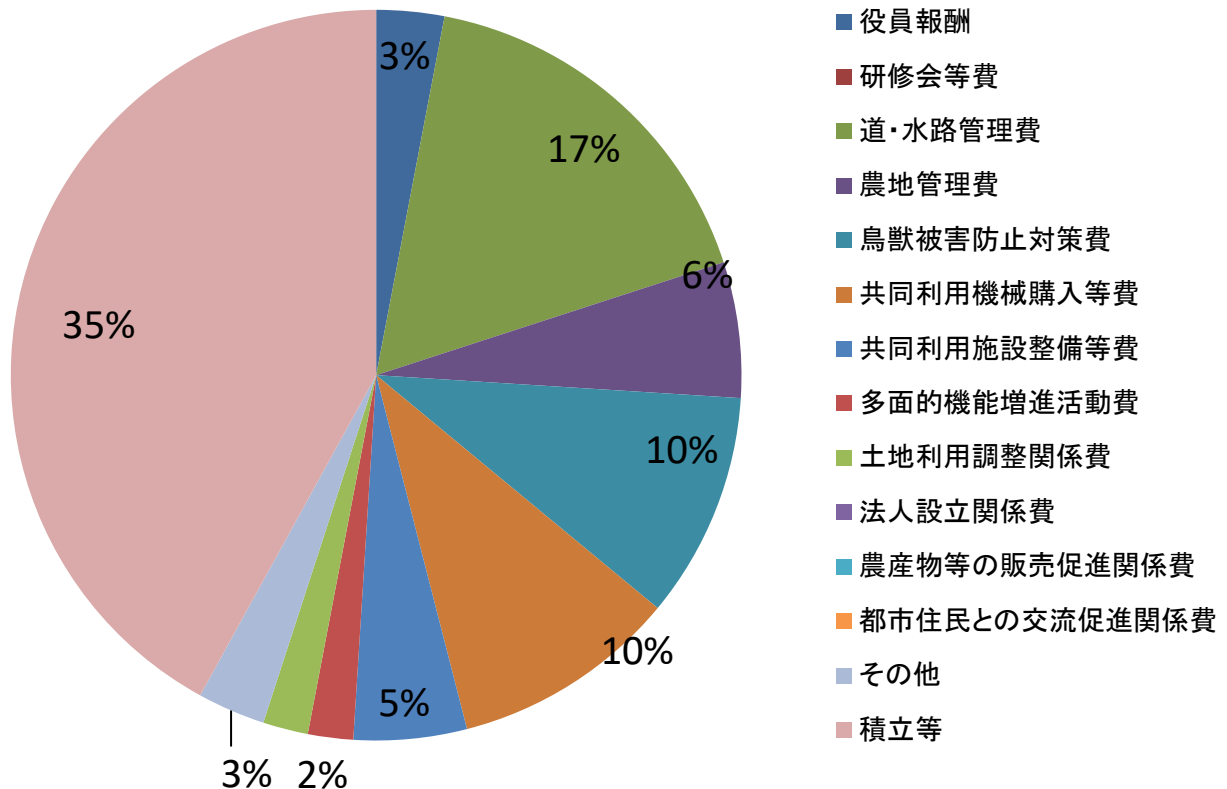


図3-2 共同取組活動費の使途内訳

4. 集落協定における体制整備に向けた取組状況

- ・ 集落協定177協定のうち、168協定(95%)で体制整備のための前向きな活動^{※4}に取り組まれました。

※4 体制整備のための前向きな活動とは、中山間地域等において集落や農業の維持を図るため、協定参加者が地域の将来や地域の農地を引き継いでいくか話し合いを行うことです。そのためには集落戦略を作成する必要があります。以下のことについて記載します。

- 協定農用地の将来像
- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- 具体的な対策に向けた検討
- 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- 農業生産活動の継続のための支援体制

5. 集落戦略の作成状況

- ・ 集落協定(体制整備単価)168協定のうち、令和4年度までに集落戦略を作成したのは35協定(21%)でした。

表5 集落戦略の作成状況

市町	集落協定数	集落戦略作成中	集落戦略作成済み
大津市	25	20	5
栗東市	6	0	6
甲賀市	46	46	0
湖南市	1	0	1
東近江市	12	0	12
日野町	8	8	0
愛荘町	4	4	0
多賀町	4	4	0
米原市	9	0	9
長浜市	24	24	0
高島市	29	27	2
計	168	133	35

6. 個別協定の取組状況

湖南省と高島市の2地域で個別協定(3協定)に取り組みました。

表6 個別協定の取組状況

協定締結者	農業生産法人(湖南省)	認定農業者(高島市)	認定農業者(高島市)
交付単価	体制整備単価	基礎単価	基礎単価
協定締結面積(ha)	6.5	11.4	1.4
取組	・農業生産活動を5年以上継続	・農業生産活動を5年以上継続 ・耕作放棄の防止活動(賃借権設定・農作業の委託等) ・水路、農道等の管理 ・周辺林地の下草刈り	・農業生産活動を5年以上継続 ・耕作放棄地の防止活動(賃借権設定・農地の法面管理) ・水路、農道等の管理 ・周辺林地の下草刈り

注) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

7. 加算措置の取組状況

表7 加算措置の取組状況

加算措置の内容	協定数	面積(ha)	加算額(千円)	該当市町
棚田地域振興活動加算	4	85	8,907	大津市、栗東市、高島市
超急傾斜農地保全管理加算	7	56	2,997	大津市、甲賀市、米原市
集落協定広域化加算	5	182	5,463	甲賀市、米原市
うち、主導的な役割を担う人材の確保 ^{※5}	5	182	5,463	甲賀市、米原市
うち、農業生産活動等の継続のための取組 ^{※6}	5	182	5,463	甲賀市、米原市
集落機能強化加算	6	157	3,776	大津市、甲賀市、愛荘町、米原市
生産性向上加算	13	306	8,515	大津市、甲賀市、米原市、長浜市

※5 協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保する取組の場合、単年度のみの交付となる。

※6 ※5に係る人材を確保したうえで、広域化により実現する農業生産活動の継続のための取組を行う場合は、複数年の交付を受けることができる。